

藤前流通業務団地における流通業務市街地の整備に関する法律第5条に関する運用基準

第1 目的

この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第11号の規定により定める藤前流通業務団地（以下「団地」という。）における流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項各号に規定する施設及び同条第2項の国土交通省令で定める公益的施設の建設、改築又は用途変更（以下「建設等」という。）に関する運用基準（以下「本基準」という。）を定めるものとする。

第2 定義

本基準において、「主施設」とは、別紙に定める団地に関する都市計画で定められた施設とし、「附帯施設」とは、主施設に附帯する施設とし、主施設と密接な関連を有し、流通機能の向上につながるものとする。

第3 主施設及び附帯施設の運用基準

- 1 「トラックターミナル等運輸施設」の区域（別紙の区域）で建設等できる主施設及び附帯施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) 主施設は、法第5条第1項第1号及び第5号に掲げるものとする。ただし、第5号については、道路貨物運送業、貨物運送取扱業又は信書送達業の用に供する事務所に限る。
 - (2) 附帯施設は、法第5条第1項第3号から第11号までに掲げるものとする。ただし、第5号については、前号ただし書に定める施設を除く施設とする。
- 2 「倉庫業施設」の区域（別紙の区域）で建設等できる施設は、次に掲げる主施設及び附帯施設とする。
 - (1) 主施設は、法第5条第1項第3号及び第5号に掲げるものとする。ただし、第5号については、倉庫業の用に供する事務所に限る。
 - (2) 附帯施設は、法第5条第1項第1号及び第4号から第11号までに掲げるものとする。ただし、第5号については、前号ただし書に定める施設を除く施設とする。
- 3 「卸売業施設」の区域（別紙の区域）で建設等できる施設は、次に掲げる主施設及び附帯施設とする。
 - (1) 主施設は、法第5条第1項第5号に掲げるものとする。ただし、卸売業の用に供する事務所又は店舗に限る。
 - (2) 附帯施設は、法第5条第1項第1号及び第3号から第11号までに掲げるものとする。ただし、第5号については、前号ただし書に定める施設を除く施設とする。
- 4 「公益的施設」の区域（別紙の区域）で建設等できる施設は、流通業務市街地の整備に関する法律施行規則（昭和42年建設省令第3号）第1条に掲げる公益的施設とする。
- 5 1項から3項までに規定する附帯施設については、各項に定める主施設と同一の敷地内に存し、かつ市長が流通業務団地の機能を害するおそれがないと認めるものに限る。

第4 その他

本基準の施行にあたり必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

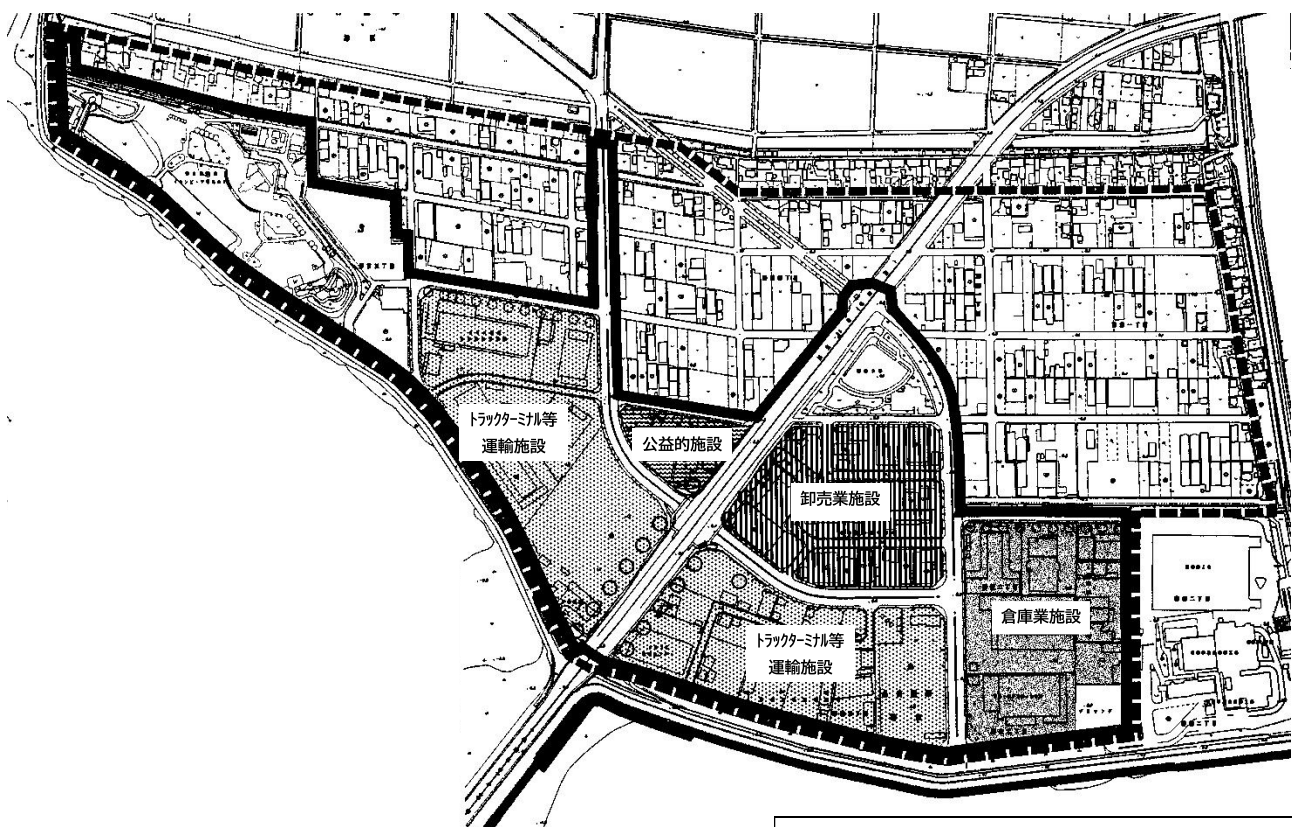
都市計画で定める藤前流通業務団地の制限

西部流通業務地区内のうち、藤前流通業務団地内では、都市計画により敷地区分ごとに施設の用途、建ぺい率、容積率、壁面位置の制限が定められています。（敷地区分は区域図参照）

敷地区分・施設の用途	建ぺい率	容 積 率	壁面位置の制限	
トラックターミナル等 運 輸 施 設	60%	200%	名四国道線沿 10m	団地境界北側 5m
倉 庫 業 施 設	60%	200%		団地境界北側 5m
卸 売 業 施 設	60%	200%	名四国道線沿 10m	
公 益 的 施 設	60%	300%	名四国道線沿 10m	団地境界北側 5m

※藤前流通業務団地内では防火地域内緩和及び角地緩和の適用はありません。

＜西部流通業務地区・藤前流通業務団地 区域図＞



凡例	
■■■■■■■	西部流通業務地区
—————	藤前流通業務団地
○○○○○	壁面の位置規制 5m
○○○○	壁面の位置規制 10m
(注) 名称は制限される用途	